

本日検討する論点について

第 1 手続モデルについて

1. 基本的な考え方

今回の検討は、消費者と事業者との間の紛争については、

- ・ 事業者による事業活動が反復継続的に行われることに伴って、多数の同種被害が発生する一方、消費者個人では事案の解明が困難であること
- ・ 少額の請求であることが多いこと
- ・ 消費者が被害に遭っていることを自覚しないことがあること

等の消費者と事業者との構造的格差により、個々の消費者が個別に訴えを提起することによって被害救済を図るのが困難であることに鑑み、消費者の請求権をできる限り糾合することによってその実効性を確保する観点から、訴訟制度の在り方を検討するものである。

2. 手続モデルについて

これまでの専門調査会の検討では、共通する検討事項を多く含むA案及びB案（共通争点を確認し、その後、個別争点を処理する手続）から検討をしてきたところである。

この点、B案については、一段階目の手続による判決の効力が有利・不利を問わず対象消費者に及ぶとすることにより、紛争の一回的解決を徹底するといった長所ないし利点がある一方、その裏返しとして、判決の効力を有利にも不利にも受ける対象消費者の手続保障が特に重要であり、手続から除外を申し出る機会を与えるための通知・公告が適切に行われる必要があるが、これらの問題につき、理論的及び実務的になお検討を要する課題が多数残されていると考えられる。

これに対し、A案については、一段階目の手続による判決の結果を二段階目の手続において消費者が有利に活用することとすることにより、消費者の被害救済という観点からは相応に実効性があり、かつ、現行の民事訴訟制度に比較的整合的とも考えられる。

そこで、専門調査会においては、今後、A案について具体的な制度設計を検討することとし、その際、例えば、紛争の一回的解決を図ること等の他の案の長所ないし利点と考えられるところをできる限り加味するよう検討していくこととしてはどうか。

3. 手続の概要

以下のとおり。

手続の概要（学納金事案を例に）

<p>訴えの 提起</p>	<p><u>手続追行主体</u>：適格消費者団体に限ることとする。なお、適格消費者団体の認定要件を見直すものとする。</p> <p><u>対象消費者</u>：法的評価の対象となる事業者等の行為の相手方について、ある個人が含まれているかが識別可能な程度に範囲を特定。消費者（事業を行う場合におけるものを除く個人）でなければならないこととする。</p> <p>＜具体例：被告（大学）に平成●年度入学を希望し、学納金を納付したが、その後入学を辞退した者。＞</p> <p><u>被告</u>：事業を行う者（法人である場合の理事・取締役等についても検討する。）。</p> <hr/> <p><u>対象事案</u>：類型化を検討する。ただし、形式的にその類型に当たるとしても、確認を求める事項に支配性が無いときには、裁判所は共通争点確認請求に係る訴えを却下することができることとする。</p> <p><u>訴状の記載事項</u>：①確認を求める事項（法律行為の有効性、事業者等の加害行為の違法性及び故意過失など、事業者等の行為の法的評価について確認を求める）、②対象消費者の範囲、③二段階目に請求予定の請求権等を記載しなければならないこととする。</p> <p>＜請求の趣旨の具体例：対象消費者と被告（大学）との間の在学契約における学納金不返還特約は無効であることの確認を求める。＞</p> <hr/> <p><u>管轄</u>：①被告の普通裁判籍所在地、②営業所等の所在地、③消費者に被害を与える行為があった地とする。さらに、二段階目の申立てをする消費者が一定数以上であることが見込まれる場合の東京地裁等への付加的管轄、被告複数の場合の併合管轄についても検討する。</p> <p><u>手数料</u>：非財産権上の請求とみなすこととする。</p> <p><u>時効</u>：二段階目の申立てがあったときには、共通争点確認請求の時に時効が完成していないものについては、権利行使ができるようにすることを検討する。</p> <p><u>通知・公告</u>：原告は訴えの提起についてインターネット等を利用して公告し、他の手続追行主体に通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。</p>
<p>共通争点 に関する 審理</p>	<p><u>要件の審理判断</u>：裁判所が、確認判決をするための要件を欠くと認めるとき（対象事案の類型に当たらない、確認を求める事項を特定していない、確認を求める事項に支配性がないなど）は訴えを却下することとし、特別な認可手続は置かないこととする。</p> <p><u>手続</u>：原則として民事訴訟法の規律に従うこととする。</p> <p><u>原告の認定の失効等</u>：内閣総理大臣が指定した他の適格消費者団体が受継することとする。</p> <p><u>弁論併合・移送</u>：他の手続追行主体が提訴した同一の事件について移送・併合して一回的解決を図るように措置</p> <p><u>その他</u>：確認を求める事項・対象消費者の範囲の変更、個別訴訟との関係、参加等について所要の規定の整備を行う。</p>

<p>判決以外の訴訟の終了</p>	<p><u>和解の規律</u>: 適格消費者団体の相互牽制及び消費者庁の監督措置に委ね、訴訟手続において特段の規定を設けないこととする。</p> <p><u>和解の効力</u>: 訴訟の当事者でない対象消費者に対しても和解の効力を及ぼすことができる方策について検討する。</p> <p><u>再訴制限</u>: 原則として、他の適格消費者団体は再訴ができないこととする。</p> <p><u>通知・公告</u>: 訴え提起と同様。</p>
<p>判決</p>	<p><主文の例: ①被告(大学)に平成●年度入学を希望し、学納金を納付したが、4月1日より前に入学を辞退した者と被告との間の在学契約における学納金不返還特約のうち授業料に係る部分は無効であることを確認する。②その余の請求を棄却する。></p> <p><u>判決の効力</u>: 原告及び被告のほか、簡易な手続に加入した対象消費者にも効力が及ぶものとする。</p> <p><u>再訴制限</u>: 同一事件について、確定判決等(却下判決を除く)がある場合には、原則として、他の手続追行主体は再訴ができないこととする。</p> <p><u>通知・公告</u>: 訴え提起と同様。</p>
<p>上訴 上訴審の 審理・判決</p>	<p><u>上訴人</u>: 原告・被告、共同訴訟参加人に限る(対象消費者には認めない)こととする。</p> <p><u>上訴中の二段階目の手続</u>: 二段階目の手続は開始しないこととする。</p>
<p>簡易な手続の開始</p>	<p>簡易な手続の開始について、一段階目の原告の申立て等を要することとするかについて検討する。</p>
<p>簡易な手続への加入を促すための通知・公告</p>	<p><u>方法</u>: 一段階目の原告が知れたる対象者に原則として個別通知を行う。被告が協力を拒んだ場合等個別通知がなし得ないときには、一段階目の被告に店舗・被告ウェブサイト等に掲示・掲載を求めることができることとするか検討する。</p> <p><u>事業者の協力義務</u>: 通知に必要な情報の開示命令の制度、通知に代わる掲示・掲載を求める制度を設けるか検討する(過料の制裁についても検討する)。</p> <p><u>費用負担</u>: 訴訟費用化及びその負担原則について検討する。</p> <p>※通知事項について、訴え提起のときと同様の通知・公告はあわせて行うこととする。</p>
<p>簡易な手続への消費者の加入</p>	<p><u>申立人</u>: 一段階目の原告が、消費者を取りまとめて、簡易な手続に加入することとする(消費者は、直接裁判所に申し立てることはできない)。</p> <p><u>請求内容</u>: 消費者の権利の給付請求。</p> <p><具体例: 納付済授業料の不当利得返還請求></p> <p><u>管轄</u>: 一段階目の訴訟の審理をした第一審裁判所。</p> <p><u>手数料</u>: 低・定額なものとする。</p> <p><u>申立期限</u>: 一定の期限を定めることとする。</p>

簡易な手続の審理	<p><u>手続</u>: 相手方の認否を求め、争いがある場合には、申立人・相手方から提出された資料に基づき決定をする(その余は非訟事件手続法の規律に従うこととする。)</p> <p><u>申立人の認定の失効等</u>: 内閣総理大臣が指定した他の適格消費者団体が引き継ぐこととする。</p> <p><u>和解・放棄・認諾・取下げ</u>: 和解等ができるものとする(消費者の意思確認の在り方については検討する。)</p> <p><u>その他</u>: 訴訟移行、事業者等のなす反対請求の扱い等について検討する。</p>
決定	<p><u>＜主文の例＞</u>: 相手方(大学)は申立人(手続追行主体)に対し、消費者●のために、金●円(納入済授業料の額)を支払え(仮執行宣言をなし得るか検討する。)。></p> <p><u>決定の効力</u>: 認容決定に適法な異議がない場合には、債務名義となるようにする。棄却決定に異議がない場合には、再訴が制限される。決定に異議がある場合には、原則として決定は効力を失うこととする。</p> <p><u>不服申立方法</u>: 異議申立てに限り、抗告はできないこととする。</p>
異議申立て	<p><u>異議申立人</u>: 簡易な手続において申立人となった適格消費者団体が消費者のため異議申立てすることができることとし、消費者も自ら申し立てることができることとするか検討する。事業者等も異議申立てができることとする。</p> <p><u>手数料</u>: 訴え提起手数料と納付済手数料との差額を納付することとする(異議申立人に納付させることの可否についても検討する。)</p> <p><u>管轄</u>: 原則として、簡易な手続が係属している裁判所が属している地方裁判所とする(移送することができるか検討する。)</p> <p><u>異議申立期間</u>: 決定の送達を受けた日から一定期間とする。</p> <p>※異議申立てが不適法なときは決定で却下する。却下決定に対しては即時抗告が可能。</p>
訴訟移行後の審理	<p><u>手続</u>: 原則として、民事訴訟法の規律に従うこととする。</p> <p><u>手続追行主体</u>: 簡易な手続を進行した適格消費者団体が引き続いて訴訟追行主体となることとすることができることとし、消費者も自ら訴訟追行主体となるか検討する。</p> <p><u>手続追行主体の認定の失効等</u>: 内閣総理大臣が指定した他の適格消費者団体が引き継ぐこととする。</p> <p><u>その他</u>: 事業者等が異議申立てをした場合の手続追行主体の地位、簡易な手続における資料の異議後の手続での扱い等について検討する。</p>
訴訟移行後の判決	<p><u>＜判決主文の例＞</u>: 被告(大学)は原告(手続追行主体)に対し、消費者●のために、金●円を支払え。></p> <p>通常の判決と同様、仮執行宣言をすることができる。</p> <p><u>不服申立方法</u>: 通常の判決と同様、控訴をすることができることとする。</p>
執行	<p><u>主体</u>: 決定・判決を受けたときに当事者となっていた適格消費者団体は、執行申立てをすることができる。消費者も自ら申立てをすることができることとする。</p>

第2 手続追行主体について

1. 基本的な考え方

(1) 総論

- ① 本制度における共通争点の確認請求に係る訴権は、事業者による事業活動が反復継続的に行われることに伴って、多数の同種被害が発生する一方、消費者個人では事案の解明が困難であること等により、個々の消費者が自ら訴訟追行をすることによって被害救済を図ることが困難であることに鑑み、多数の消費者と事業者との間に存在する共通争点を確認することによって被害救済を図るため政策的に創設するものである。
- ② 一般に、当事者適格に関する基本的な考え方(参考1)からすると、個々の消費者に帰属する請求権を訴訟物として捉える限り、当該消費者(又は当該消費者から訴訟追行の授權を受けた者)を手続追行主体とすることが自然と考えられる。

しかしながら、本制度におけるように、当該消費者に帰属する請求権そのものではなく、多数の消費者と事業者との間に存在する共通争点を訴訟物として捉えるのであれば、当該消費者(又は当該消費者から訴訟追行の授權を受けた者)以外の者を手続追行主体とすることも考えられるところであり、手続追行主体についても、上記の政策目的を達成する上でもっとも適切と考えられる者とするのが適当である。

この点から検討すると、

- ・ 共通争点の確認請求に係る訴権をどのように付与するかにもよるが、対象消費者が有利にのみ活用する特別の効力を判決効として認めることとした場合は、事業者との公平を図る観点から、原則として当該訴権の行使を一回に限ることとするなどの制限を設けることが必要と考えられるところ、そのような訴権を適切に行使することが期待できる者としては、実質的に理由のある紛争を取り上げて分析・検討をし、消費者の利益の擁護を図る観点から十分な訴訟追行を行う意思及び専門的知識・能力及び事業者からの一定の独立性を備えていると客観的に認められる者でなければならないと考えられること
- ・ 一連の手続において手続追行主体がどのような役割を担うこととするかにもよるが、二段階目の手続の申立てから決定に至るまで、場合によっては強制執行に至るまでの過程において、当該手続追行主体が役割を担うこととすれば、相応の組織体制や経理的基礎を有していることが望ましいと考えられること

等を踏まえる必要があると考えられる。

(2) 適格消費者団体について

- ① また、手続追行主体として認められるには、一定の要件を設定し、一定の手続の下、当該要件が満たされていることを判断することが必要と考えられるところ、
 - ・ 行政が一定の手続の下でこれらの要件が満たされていることをあらかじめ判断することとすることにより、手続追行主体が明確になり、制度の安定的な運営に資するとともに、あらかじめ判断しておくことにより、消費者被害が発生した場合に迅速に対応することも可能になると考えられること
 - ・ 必ずしも当該紛争解決に固有の利害関係を有さなくても、相応の意思及び能力等を備えていると認められる者であれば、消費者の利益の擁護の観点から十分な訴訟追行を行うことが期待できることから、まずは、上記のような組織体制・経理的基礎や、専門的知識・能力、事業者からの一定の独立性等を備えたものとして行政（内閣総理大臣）から認定された適格消費者団体（消費者契約法第2条第4項）を手続追行主体とするのが適当ではないか。
- ② もっとも、共通争点の確認請求から消費者の被害の回復に至る業務と現行の差止請求関係業務との差異に鑑みると、そのような業務を適切に遂行することができる存在として認定要件を見直し、これを満たすものとして行政（内閣総理大臣）の認定を受けた適格消費者団体を手続追行主体とするのが適当ではないか。
- ③ さらに、現行の認定要件についても、所要の見直しをすることとしてはどうか。ただし、本制度の実効性を確保する観点から、できる限り現行の適格消費者団体が新たな業務の担い手となることができるよう認定要件の見直しの範囲を必要最小限に留めるとともに、運用において留意することとしてはどうか。

(3) 適格消費者団体以外の者について

次に、適格消費者団体以外の者を手続追行主体として認めるかどうかについては、これまでの専門調査会の議論においても、制度の実効性を確保する観点から、これを強調する見解もあつたが、他方で、制度の信頼性を重視する観点から、慎重に考える見解もあつたところ（参考資料3）、

- ・ どのような者（例えば、被害を被った消費者個人か、被害者集団（いわゆる原告団に相当するもの）か、団体としての継続性を有する消費者団体か）を手続追行主体として想定するか
- ・ その者が手続追行主体として認められる要件、手続、判断主体につ

いてどのように考えるか
等について、現時点で共通の認識が形成されているとまではいえず、更に検討する必要があると考えられることに鑑み、中長期的な課題として今後検討することとしてはどうか。

2. 適格消費者団体関係

(1) 認定要件

① 現行の認定要件（消費者契約法第13条第3項から第5項まで。参考2）のうち、新たな業務（参考3）との関係からは、

- ・ 体制及び業務規程（消費者契約法第13条第3項第3号及び第4項）
- ・ 経理的基礎（同項第6号）

については、新たな業務（特に、二段階目の手続における対象消費者の把握・管理、和解をする場合等における連絡・意思確認、金銭の授受等）を遂行する上で相応のものでなければならぬこととすることが考えられるのではないか。

② 他方、

- ・ 法人格（同項第1号）
- ・ 目的及び活動実績（同項第2号）
- ・ 専門的な知識経験（同項第5号）

については、基本的には、新たな業務との関係においても、現行の要件をそのまま維持するとともに、例えば、目的及び活動実績の要件については、運用において、活動実績を広く考慮することとしてはどうか。

また、

- ・ 理事及び理事会（同項第4号）
- ・ 差止請求関係業務以外の業務（同項第7号）
- ・ 欠格事由（同条第5項）

については、新たな業務が加わることとの関係から、所要の見直しをすることとしてはどうか。

(2) 責務規定・行為規範

新たな業務を担う適格消費者団体については、

- ・ 財産上の利益の受領の禁止（第28条第1項～第4項）、区分経理（第29条）又は帳簿書類の作成及び保存（第30条）といった金員の授受に関する規定について、所要の見直しを行うほか、
- ・ 対象消費者の個人情報適切な取扱いに関する規定を設けること
- ・ 二段階目の手続において、対象消費者から授権を受けて手続を進行

する場合、民法上の委任の規定を必要な範囲で準用すること

- ・ 和解等、手続の終了を伴う行為をする場合の対象消費者に対する事前の意思確認に関する規定を設けること

について、新たな業務が加わることに伴い、更に付加することとしてはどうか。

(3) 適格消費者団体が預かっている対象消費者の金員に対する強制執行等の制限について

適格消費者団体が相手方事業者から対象消費者に支払われるべき金員をいったん受領した後、対象消費者に返還するまでの間、当該金員を金融機関の預金口座等で保管しておく取扱いがされることが考えられる。

この場合、当該預金債権は適格消費者団体に帰属するものと考えられ（参考4）、適格消費者団体の債権者等がこれに強制執行をすることや、適格消費者団体が倒産した場合に破産財団として組入れられること等があり得ると考えられる。しかし、当該預金債権に係る金員は、対象消費者に返還されるべきであり、適格消費者団体の一般財産から分別管理され、特定性を持って保管されることが期待されることに鑑みると、こうした預金債権については、適格消費者団体の債権者等による強制執行を制限することとする（参考5）が考えられるのではないかと。

(参考1) 当事者適格について

○意義

訴訟物たる権利関係について、本案判決を求め、または求められる訴訟手続上の地位を当事者適格という。

○当事者適格の判断基準（伊藤真『民事訴訟法[第3版4訂版]154頁』より）

訴えは、原告が被告を相手方とする請求を定立し、裁判所に対して本案判決を求めるものである。本案判決の確定によって、当事者間において訴訟物たる権利関係の存否が確定され、また、執行力や形成力などの効力が発生する。したがって、訴権の行使は、訴訟物たる権利を実体法上処分するのと類似の効果をもつ。それを前提とすると、訴訟物たる権利関係の主体に当事者適格を認めることが原則になる。

ただし、これについてはいくつかの例外が認められる。第1は、権利主体の意思または法律の規定などによって、特別に第三者が権利関係について管理権を認められ、それにもとづいて当事者適格が与えられる場合である。訴訟担当がこれに当たる。

第2は、他人間の権利関係の確認の訴えにみられるように、訴訟物たる権利関係の主体でない当事者が、その権利関係の確認について独自の法律上の利益をもつ場合である。

(参考 2) 適格消費者団体の認定要件

①法人格

特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること(第13条第3項第1号)。

②目的及び活動実績

不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること(同項第2号)。

③体制及び業務規程

業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること(同項第3号)。

④ 理事及び理事会

理事会が置かれておりその議決方法が適切であること、理事の事業者からの独立性が確保されていること(同項第4号)。

⑤専門的な知識経験

人的体制に照らして業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること(同項第5号)。

⑥経理的基礎

業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること(同項第6号)。

⑦差止請求関係業務以外の業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと(同項第7号)

⑧欠格事由

消費者の利益の擁護に関する法律等に違反して罰金の刑に処せられた等の日から3年を経過しない、暴力団員等の支配下にある、政治団体である等がないこと(同条第5項)。

○消費者契約法第13条第3項から第5項まで

(適格消費者団体の認定)

第十三条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための

活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款又は寄附行為で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。

(2) 第四十一条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

ロ 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと。この場合において、第二号に掲げる要件に適合する者は、次の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。

(1) 理事の数のうちに占める特定の事業者（当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。）の関係者（当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。(2)において同じ。）の数の割合が三分の一を超えていること。

(2) 理事の数のうちに占める同一の業種（内閣府令で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。

五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者（以下「専門委員」と総称する。）が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談（第四十条第一項において「消費生活相談」という。）その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

六 差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。

- 七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。
- 5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。
- 一 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人
- 二 第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人
- 四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人
- 五 政治団体（政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第三条第一項に規定する政治団体をいう。）
- 六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であった者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの
- ハ 暴力団員等

○消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）

（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）

第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）
- 三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
- 四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）
- 五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 五の二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
- 六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
- 八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）
- 九 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）
- 十 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
- 十一 削除
- 十二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
- 十三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）
- 十四 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）
- 十五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
- 十六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）
- 十七 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）
- 十八 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）
- 十九 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）
- 二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
- 二十一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
- 二十二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
- 二十三 削除
- 二十四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
- 二十五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）
- 二十六 削除
- 二十七 削除
- 二十八 削除
- 二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）

- 三十 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）
- 三十一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）
- 三十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）
- 三十三 保険業法（平成七年法律第百五号）
- 三十四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）
- 三十五 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）
- 三十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）
- 三十七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
- 三十八 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）
- 三十九 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
- 四十 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

（消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律）

第二条 消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）とする。

○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）

（特定の事業者の関係者の範囲）

第二条 法第十三条第三項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第四号ロ（1）の内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 二の事業者のいずれか一方の事業者が他方の事業者の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の総数（出資にあつては、総額。以下同じ。）の二分の一以上の株式（出資を含む。以下同じ。）の数（出資にあつては、金額。以下同じ。）を直接又は間接に保有する関係

二 二の事業者が同一の者によってそれぞれの事業者の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を直接又は間接に保有される関係がある場合における当該二の事業者の関係（第一号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第一号の場合において、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の事業者の当該他方の事業者に係る直接保有の株式の保有割合（当該一方の事業者の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合をいう。）と当該一方の事業者の当該他方の事業者に係る間接保有の株式の保有割合（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

一 当該他方の事業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員

その他法人の出資者をいう。以下本項において同じ。)である法人の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数が当該一方の事業者により所有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

二 当該他方の事業者の株主等である法人(前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。)と当該一方の事業者との間にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人(以下この号において「出資関連法人」という。)が介在している場合(出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を当該一方の事業者又は出資関連法人(その発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数が当該一方の事業者又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。)によって所有されている場合に限る。)当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

3 前項の規定は、第一項第二号の関係の判定について準用する。

4 法第十三条第三項第四号ロ(1)の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該事業者及びその役員又は職員である者
- 二 過去二年間に前号に掲げる者であった者

5 法第十三条第三項第四号ロ(1)に掲げる要件の判定に当たっては、当該者の責めに帰することのできない事由により当該要件を満たさないこととなった場合において、その後遅滞なく当該要件を満たしていると認められるときは、当該要件を継続して満たしているものとみなす。

(事業の区分)

第三条 法第十三条第三項第四号ロ(2)の内閣府令で定める事業の区分は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成十四年総務省告示第百三十九号)に定める日本標準産業分類に掲げる中分類 01—農業から中分類 79—協同組合(他に分類されないもの)まで及び中分類 81—学術・開発研究機関から中分類 99—分類不能の産業までに属する事業にあつては当該各中分類により分類するものとし、中分類 80—専門サービス業(他に分類されないもの)に属する事業にあつては中分類 80—専門サービス業(他に分類されないもの)(法律事務所及び司法書士事務所に限る。)と中分類 80—専門サービス業(他に分類されないもの)(法律事務所及び司法書士事務所を除く。)とに分類するものとする。ただし、内閣総理大臣が、事業活動の態様等を勘案し、差止請求関係業務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めて別の区分を告示したときは、その区分とする。

2 前条第五項の規定は、法第十三条第三項第四号ロ（2）に掲げる要件の判定について準用する。

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者に係る要件）

第四条 法第十三条第三項第五号イの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者

イ 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

ロ 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

ハ 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

二 前号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの

（法律に関する専門的な知識経験を有する者に係る要件）

第五条 法第十三条第三項第五号ロの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 弁護士

二 司法書士

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学の学部、専攻科又は大学院において民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授又は准教授の職にある者

四 前各号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの

（業務規程の記載事項）

第六条 法第十三条第四項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項

イ 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の実施の方法に関する事項

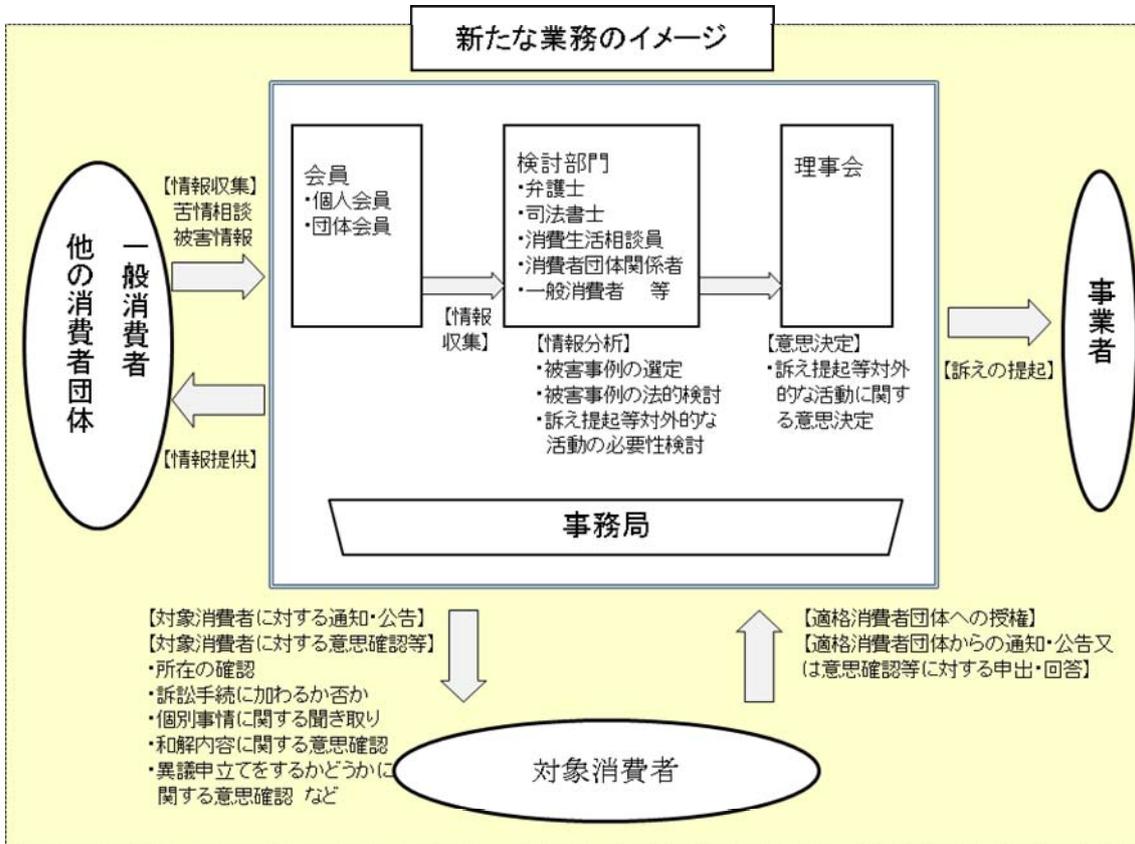
ロ イの業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務（第二十一条第一項第三号において「消費者被害情報収集業務」という。）の実施の方法に関する事項

ハ 消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務（第二十一条第一項第四号において「差止請求情報提供業務」という。）の実施の方法に関する事項

ニ 法第十三条第三項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項

- ホ 適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項
- へ その他必要な事項
- 二 適格消費者団体相互の連携協力に関する事項（法第二十三条第四項の通知及び報告の方法に関する事項並びに第十七条第十五号に規定する行為に係る当該通知及び報告の方針に関する事項を含む。）
- 三 役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項
- 四 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項
- 五 法第三十条の帳簿書類の管理に関する事項
- 六 法第三十一条第二項の調査を行う者の選任及び解任に関する事項
- 七 法第三十一条第三項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項
- 八 その他差止請求関係業務の実施に関し必要な事項

(参考3) 適格消費者団体の新たな業務のイメージ



(参考4) 預金債権の帰属に関する判例

○最判平成15年6月12日(民集57巻6号563頁)

【判旨】

債務整理事務の委任を受けた弁護士が、委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士名義で開設した普通預金は、弁護士に帰属する。

【理由】

債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に宛てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法上は同法第649条の規定する前払費用に当たり、交付の時に、委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなると解すべきである。

○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)

(受任者による費用の前払請求)

第六百四十九条 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。

(参考5) 信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限

1. 信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限

「(1) 信託財産に属する財産は、形式的には受託者に属するが、実質的には受益者のために管理・処分されるべきものであり、信託の利益は受益者に帰属する。そこで、受託者の債権者による信託財産に属する財産に対する強制執行は、原則として禁止され、例外的に一部の債権に限ってこれが可能であるとされており、これをもって、「信託財産の独立性」といわれている。旧法第16条第1項および第2項は、このような信託の中核的な法律効果である「信託財産の独立性」について規定したものであるが、第23条は、これらの旧法の規定の趣旨を基本的に維持するものである。

(2) 第23条第1項は、信託財産に属する財産に対しては、第21条第1項各号掲記の信託財産責任負担債務に係る債権に基づく場合を除き、強制執行等を行うことができないとの基本的な原則を規定したものである。これに対し、第23条第2項ないし第4項は、自己信託に係る特則を規定したものであるが、その内容については、第3条・第4条の解説中の該当部分((4)(ウ)(c))を参照願いたい。

そして、仮に、第23条第1項または第2項の規定に違反して強制執行等がされた場合には、受託者または受益者は、同条第5項または第6項の規定に従い、異議を主張することができることになる。

これらの規定により、典型的には、委託者の債権者、受託者個人の債権者、受託者に属する他の信託の信託財産に係る債権者等は、信託財産に属する財産に対して権利を主張することができないことになり、その結果、信託財産の独立性が確保され、受益者の物権的救済が図られることになる。

(略)」(寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』97頁)

2. 信託財産と受託者の破産手続等との関係等

「(1) 一般に、信託財産は独立性を有し、委託者および受託者の倒産リスクから隔離されており、この倒産隔離機能は、信託の基本的な機能の1つとして位置付けられている。しかしながら、旧法には、受託者が破産手続開始の決定を受けたことをもって受託者の不適格事由(旧法第5条)および任務終了事由(旧法第42条第1項)となる旨の規定が存するにすぎない。

そこで、本条は、信託財産と受託者の破産手続等の関係について、旧法の不備を改め、新たな規定を設けることとしたものである。

(2) 第1項ないし第3項は、信託財産と受託者の破産手続との関係についての規定である。

信託財産が受託者の破産財団に属しないことについては、旧法に明文の規定はないものの、判例（最判平成14年1月17日民集56巻1号20頁参照）・学説上、争いがないことから、第1項において、明文の根拠規定を設けることとしている。

第2項は、受益債権（信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権）および信託債権（受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る債権であって、受益債権でないもの）であって受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うもの（以上につき、第21条第2項各号参照）については、いずれも破産債権とならないことを規定したものである。この受益債権および信託債権は、形式的には、破産法第2条第5項における「破産債権」の定義、すなわち、「破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に該当しないもの」に当たることになるが、これらの債権は、いずれも信託財産に属する財産のみを引当財産とするものであるから、信託財産が破産財団に属しないものである以上、実質的にはこれらの債権を破産債権と位置付けてその権利行使を制限し破産手続による配当の対象とする必要はないものと考えられるからである。

第3項は、受託者の固有財産をも引当財産とする信託財産については、免責許可の決定による信託債権に係る債務の免責は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができないことを規定したものである。第2項に規定する債権とは異なり、信託財産に属する財産とともに受託者の固有財産をも引当財産とする信託債権については、受託者の破産手続の対象とする必要があるが、このような信託債権は、いわば、第三者の財産上に物上担保を設定している状態に類する経済的実質を有するものと見ることができる。そこで、免責許可の決定による債務の免責は、受託者の固有財産との関係ではその効力があるものの、信託財産との関係ではその効力を主張できないこととしたものである（破産法第253条第2項参照）。その結果、このような信託債権者は、免責許可の決定後であっても、信託財産に属する財産に対しては、決定前の権利内容に従って強制執行等を行うことができることになる。

（略）」（寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』99頁）

3. 参照条文

○信託法（平成十八年十二月十五日法律第百八号）

（信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等）

第二十三条 信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた権

利を含む。次項において同じ。)に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのもを除く。以下同じ。）又は国税滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）をすることができない。

- 2 第三条第三号に掲げる方法によって信託がされた場合において、委託者がその債権者を害することを知って当該信託をしたときは、前項の規定にかかわらず、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者のほか、当該委託者（受託者であるものに限る。）に対する債権で信託前に生じたものを有する者は、信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。
- 3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用について準用する。
- 4 前二項の規定は、第二項の信託がされた時から二年間を経過したときは、適用しない。
- 5 第一項又は第二項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができる。この場合においては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十八条及び民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十五条の規定を準用する。
- 6 第一項又は第二項の規定に違反してされた国税滞納処分に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができる。この場合においては、当該異議の主張は、当該国税滞納処分について不服の申立てをする方法とする。

（信託財産と受託者の破産手続等との関係等）

第二十五条 受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しない。

- 2 前項の場合には、受益債権は、破産債権とならない。信託債権であって受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものも、同様とする。
- 3 第一項の場合には、破産法第二百五十二条第一項の免責許可の決定による信託債権（前項に規定する信託債権を除く。）に係る債務の免責は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。
- 4 受託者が再生手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、再生債務者財産に属しない。
- 5 前項の場合には、受益債権は、再生債権とならない。信託債権であって受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものも、同様とする。
- 6 第四項の場合には、再生計画、再生計画認可の決定又は民事再生法第二百三十五条第一項の免責の決定による信託債権（前項に規定する信託債権を除く。）に係る債務の免責

又は変更は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。

- 7 前三項の規定は、受託者が更生手続開始の決定を受けた場合について準用する。この場合において、第四項中「再生債務者財産」とあるのは「更生会社財産（会社更生法第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十四項に規定する更生会社財産をいう。）又は更生協同組織金融機関財産（同法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、第五項中「再生債権」とあるのは「更生債権又は更生担保権」と、前項中「再生計画、再生計画認可の決定又は民事再生法第二百三十五条第一項の免責の決定」とあるのは「更生計画又は更生計画認可の決定」と読み替えるものとする。

第3 手続追行要件ないし対象事案について

1. 基本的な考え方

(1) 新たな訴訟制度の立法趣旨からの検討

今回検討する制度は、事業者による事業活動が反復継続的に行われることに伴って、多数の同種被害が発生する一方、消費者個人では事案の解明が困難であること、少額の請求であることが多いこと、事業者の責任が明確でない段階においては、損害賠償等の請求を躊躇する消費者が多いと考えられること等の消費者と事業者との構造的格差等により、個々の消費者が個別に訴えを提起することによって、被害救済を図るのが困難であるため、個々の消費者の請求権をできる限り糾合して実効的な被害回復を実現しようというものである。

他方、これまで消費者被害の救済については、既存の民事訴訟制度が大きな役割を担っており、これにより相当程度の事案において解決が図られているのも事実である。

したがって、対象事案の類型化においては、以上のような消費者紛争の特性を踏まえつつ、民事訴訟制度等の当該紛争の解決にとって優れている他の方法が存在するとはいえぬようなものを類型化することとするのが適当と考えられる。

なお、消費者紛争を定義付けるに当たっては、消費者安全法等を参考に「消費者」「事業者」の概念を定義付けた上、類型化の中でそのような「消費者」と「事業者」との間の紛争であることを明示することとするのが適当と考えられる。

(2) 多数性

また、今回検討する制度は、同種の請求を糾合して訴えを提起することを可能とすることにより、消費者一人当たりの費用等の負担を軽減するとともに事案全体の解明を容易にするなどして、被害救済を図ろうとするものである。そうだとすると、多数の消費者に被害が生じていることが前提となるので、多数の消費者に被害が生じている場合であることを要件とする必要がある。

なお、今回検討する制度は、同種請求を糾合することによる効率化を目指すものであるから、どの程度多数であればその趣旨に合致するかは事案により異なり、あらかじめ一定の数を定めることは困難と考えられる。このような趣旨からは単に複数というのでは足りないという意味において多数性を要件とすべきであると考えられる。

以上について、どのように考えるか。

(3) 確認を求める事項の共通性

いわゆる二段階型の訴訟制度は、一段階目の手続では、法律行為の有効性、事業者の加害行為の違法性及び故意過失など、事業者の行為の法的評価について確認を求めるものである。そうだとすると、請求の中でも、多数の消費者に対して共通に行われた事業者の行為を特定することが必要と考えられる。

したがって、共通した事業者の行為を特定し得るものを対象とする必要があると考えられる。

しかし、常に共通した事業者の行為が特定できる事案のみを類型化するのでは、非常に限定された類型となる。そこで、一般的には共通した事業者の行為が特定し得るものを類型化することとしつつ、具体的な事案において、共通した事業者の行為を特定し得るかは異なることを踏まえ、共通した事業者の行為が特定されているか否か、請求の特定の問題として事案によって判断する必要もあると考えられる。

以上について、どのように考えるか。

(4) 確認を求める事項の支配性

いわゆる二段階型の訴訟制度は、一段階目の手続で、多数の消費者に共通して被害を及ぼした事業者の行為の法的評価について確認し、独立した上訴を認めて確定させ、二段階目において消費者が被った損害の額等を判断し、個々の消費者が有する給付請求権の存否等を判断するものである。そうだとすると、確認する事業者の行為の法的評価が、対象消費者の有する請求権の存否等の判断に当たって十分なものでないのであれば、かえって被害救済を遅らせることにもなりかねず、あえて訴訟手続を二段階とし、事業者の行為の法的評価について確定させる実益がないと考えられる。また、一段階目で確認した事項については、二段階目の手続において被告は争うことができないこととなるから、被告としては一段階目の手続において十分に攻撃防御を尽くしておく必要がある。そのようなことを正当化するためには、確認を求める事項が対象消費者の有する請求権の存否等の判断に当たって十分なものである必要があると考えられる。

さらに、二段階目の手続において、簡易迅速な処理を実現するには、一段階目の手続において、対象消費者の請求権の存否等を判断するために十分な程度にまで解決している必要があり、二段階目の手続はある程度定型的な処理が可能となることが望ましい。

したがって、対象事案の類型化においては、事業者の行為の法的評価が請求権の存否等を判断するために十分な部分を占めている事案（以下「支配性

がある事案」という。)を類型化する必要があると考えられる。

他方で、常に支配性があると認められる事案のみを類型化するのでは、非常に限定された類型となってしまうことから、一般的には支配性があると考えられる事案を類型化することとしつつ、具体的な事案により異なることがあり得るので、支配性の有無について事案によって判断するとすることもあり得るとも考えられる。

以上について、どのように考えるか。

(5) 係争利益の把握の可能性

また、今回検討する制度は、一段階目の判決の結果を二段階目において消費者が有利に活用することができることとするものである。被告は、一段階目で確認をする事項については、一段階目の手続において、紛争全体を見越した上で、攻撃防御方法を尽くすことができるようにする必要がある。そのためには、一段階目の手続において対象消費者の範囲を特定するとともに、被告において、係争利益がおおむね把握できるようなものとする必要がある。

したがって、対象事案の類型化においては、被告において係争利益がおおむね把握できるような事案を類型化する必要があると考えられる(以下の類型別の検討では特に問題になる場合でのみ、言及する。)

以上について、どのように考えるか。

(6) 類型化の手法

いわゆる二段階型の手続においても、最終的には消費者の請求権の存否等を判断することが目的であるので、類型化の方法としては、二段階目で消費者が請求することのできる請求権を列挙することとしてはどうか。

なお、以下類型別に考察するとおり、事業者の行為の法的評価を確認することが、事業者が有する請求権についても判断の前提となることがある。このような事業者の請求について、本制度による訴訟とは別に訴訟になった場合、一段階目の判決を前提とした判断がなされる保障がないから、矛盾した判断がなされる可能性がある¹。このような紛争は一回的に解決されるのが

¹ 例えば、消費者契約の解除に伴う違約金の約定の効力が争われている事例で、消費者既払金 30 万円、違約金 50 万円、一段階目の判決で、違約金のうち 20 万円を越える部分が消費者契約法第 9 条第 1 号に違反して無効であると判断されたとする。この場合消費者は 10 万円の返還を求めて二段階目の申立てをし、10 万円返還を受けることになる。事業者は一段階目の判決を前提とする限り、違約金の請求をすることはできない。しかし、事業者の請求権が二段階目の手続では扱われないとすると、事業者が、違約金条項に基づき違約金の請求を別訴ですることができ、違約金条項は有効であるとして、消費者が違約金 50 万円を支払えという判決がなされる可能性がある。このような判決がなされると、本制度による訴訟の意味がなくなってしまう。

望ましいので、二段階目で判断する余地を認めるべきとも考えられる。もっとも、事業者が有する請求権についても二段階目で判断することとすると、二段階目の手続が簡易迅速に行うことができなくなるおそれがある。これらの点についてどのように考えるべきか。

また、一段階目で確認を求める事項については、法律行為のみならず事実についても確認することになるから、どのような事項を確認することができるかについて、明確にすべきと考えられるが、どうか。

2. 対象事案についての類型別の考察

<消費者契約の締結過程に関する問題>

(1) 虚偽又は誇大な広告・表示

① 想定される事案及び請求

例 痩身サプリメントの通信販売において、広告に誰でも簡単・確実・速攻ヤせるなどと記載していた事案

消費者紛争には、事業者の虚偽又は誇大な広告・表示により、消費者が商品役務を購入してしまったというものがある。

消費者の請求としては、詐欺取消しを理由とする不当利得返還請求（既払代金返還）、不法行為に基づく損害賠償請求が考えられる。また、代金を支払っていない場合には、取消しを理由として代金請求を拒むことが考えられる。

さらに、詐欺取消し等を理由とする場合には、事業者の消費者に対する不当利得返還請求（引渡した商品の返還、使用利益の返還）が考えられる。

② 確認を求める事項の共通性

この場合、確認を求める事項としては、i) 広告・表示が欺もう行為に当たること、事業者の故意、ii) 広告・表示が不法行為における加害行為に当たること（違法性）、事業者の故意又は過失、などが考えられる。

これら広告・表示の違法性等については、共通して判断できると考えられる。

また、不当表示により契約を締結した場合、不法行為に基づく損害賠償を請求する場合には、損害額の算定において、商品が交付されているかや使用利益については考慮されるはずである。契約を取り消し、消費者が事業者に不当利得返還請求（代金返還）をする場合には、事業者から消費者に対しても不当利得返還請求（商品の返還ないし使用利益の返還）が発生する。事業者から消費者に対する不当利得返還請求を二段階目の手続において判断しないとすれば、不法行為の場合と均衡を失うことになる。

③ 確認を求める事項の支配性

広告・表示をした者と消費者契約を締結した場合に限定すれば、当該商品や役務に関する広告・表示に全く触れずに消費者契約をするということも考えにくいほか、広告・表示が欺もう行為に当たるという場合には、消費者がその広告・表示により錯誤に陥らずに消費者契約を締結することは通常考えられないので、公告・表示の違法性等の判断については、支配性があるといえるのではないかと考えられるが、どうか。

(2) 不当な勧誘

① 想定される事案及び請求

例 消費者を一箇所に集めて、事実に反して健康器具に効果がある等のデモンストレーションをして販売する事案や、日本国内で換金性の乏しい某国通貨について、必ず値上りする等の記載のあるパンフレットを用いて、組織的に勧誘する事案

消費者紛争には、事業者の不当な勧誘（不実告知・事実不告知、断定的判断の提供、詐欺、困惑など）により、商品役務を購入してしまったというものがある。

消費者の請求、事業者の請求としては、広告・表示の場合とほぼ同様と考えられる。

② 確認を求める事項の共通性

この場合、確認を求める事項としては、i) 勧誘行為が特別法の規定による取消権²を発生させるものであること、ii) 勧誘行為が欺もう行為に当たること、事業者の故意、iii) 勧誘行為が不法行為における加害行為に当たること（違法性）、事業者の故意又は過失、などが考えられる。

これら勧誘行為には、個別性があり、共通して判断することができないのではないかが問題となる。

消費者を一箇所に集めて、事実に反して健康器具に効果がある等のデモンストレーションをして販売する事案や、日本国内で換金性の乏しい某国通貨について、必ず値上りする等の記載のあるパンフレットを用いて、組

² 特別法の規定による取消権としては、以下のものがある。

① 消費者契約法第4条第1項から第3項

② 割賦販売法第35条の3の13第1項、第35条の3の14第1項、第35条の3の15第1項及び第35条の3の16第1項（個別信用購入あっせん関係受領契約の不実告知、事実不告知についての取消し）

③ 特定商取引法第9条の3第1項、第24条の2第1項、第40条の3第1項、第49条の2第1項及び第58条の2第1項がある（通信販売以外の特商法類型に関する不実告知、事実不告知についての取消し）

織的に勧誘する事案などは、勧誘行為がそれぞれの消費者に対して多少の変化があるとしても、勧誘行為が不実告知に当たるかという観点でみると、等しく不実告知であるという場合があり得るとも考えられる。消費者契約法第 12 条第 1 項、第 2 項において不実告知、不利益事実の不告知、断定的判断の提供、不退去・退去妨害が、特商法第 58 条の 4 第 1 項などにおいて、不実告知、事実不告知、威迫困惑行為が差止めの対象となっているのは、勧誘行為においても、共通して行為の性質を判断し得る場合があることを前提としている。

一方、デパート商法のように、消費者それぞれに対して異なる手法により働きかけ商品の購入を決意させているようなものについては、共通して行為の性質を判断することが困難のようにも思われる。

このように、勧誘行為において、共通して行為の性質を判断することができるかどうかは、事案により異なるが、勧誘行為を類型として定め、その中で共通性があるといえるものを事案によって判断して対象とするか、あるいは、類型として明確でないので勧誘行為については制度の対象としないという考え方もあり得るところである。これらの点についてどのように考えるべきか。

③ 確認を求める事項の支配性

損害賠償請求や、不当利得返還請求が認められるには、当該勧誘に影響され契約を締結したかが問題になるが、その点は二段階目で判断することとなる。そのため前記確認を求める事項に支配性があるといえるか問題となる。勧誘がそもそも、個別の消費者の意思形成に影響を与えるものであるので、欺もう行為や不実告知などの勧誘行為を受けて、それと関係なく消費者契約を締結するということは通常はないのではないかと考えられる。

また、二段階目において、二段階目の申立てをしている当該消費者がかかる勧誘を受けたかどうかを二段階目で判断する必要があり、そのため前記確認を求める事項に支配性があるといえるか問題となる。この点、勧誘に共通性が認められるような場合には、商品役務を購入している消費者はそのような勧誘を受けずに消費者契約を締結することは少ないので、比較的容易に判断できるのではないかと考えられる。もっとも、勧誘行為を受けたか否か判断に相当程度の審理を要するから、このような事案では、共通性のある行為について判断を行っても請求権の存否等を判断するためには十分ではなく、類型的に支配性を欠くとも考えられる。

これらの点についてどのように考えるべきか。

＜消費者契約の内容に関する問題＞

（３）契約条項の無効³が問題となるもの

① 想定される事案及び請求

消費者紛争には、消費者契約の内容が事業者に一方的に有利なものとなっており、契約の条項の効力を否定することで、消費者の救済を図ろうとするものがある。

消費者の請求としては、例えば、消費者契約法第 8 条により、免責特約が無効となる場合には、不法行為に基づく損害賠償請求、債務不履行に基づく損害賠償請求、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求が考えられる。消費者契約法第 9 条では、不当利得返還請求が考えられ、第 10 条の場合には不当利得返還請求のほか、例えば事業者が解除できる旨の条項が無効になり、解除が認められない結果消費者の契約上の債権の履行請求が考えられる。また、消費者の解除を制限する条項が無効となり、消費者の解除が有効である結果、事業者がする契約上の債権の履行請求を拒める場合も考えられる。

さらに、消費者契約法第 9 条第 1 号では、代金が未払の場合には、事業者の消費者に対する違約金の請求（損害賠償請求ないし契約上の債権の履行請求）が考えられる。

② 確認を求める事項の共通性

この場合、確認を求める事項としては、当該条項の無効が考えられる。なお、法律の規定により消費者契約の条項が無効となる場合としては、民法第 90 条、消費者契約法第 8 条から第 10 条のほか、特商法、割販法、金商法、宅建業法、利息制限法など多くある。

条項の無効は共通して判断することができると考えられる。

③ 確認を求める事項の支配性

一般的には条項の無効の判断は支配性があると考えられるが、例えば、消費者契約法第 8 条の免責特約の無効に関しては、そもそも損害賠償請求権等が発生するかについて、主要な争点として争われることもあり得るところであり、条項の無効が問題となる類型でも、具体的な事案によっては、条項の無効の判断については支配性を欠くとも考えられるが、どうか。

³ 条項を無効とするわけではないが、ある条項について限定的に解することや、契約の趣旨目的や一般原則から補充的な解釈をすることにより、消費者の救済を図ることがあり、そのような場合も同様に考えることができるのではないかと。

(4) 契約そのものの無効・違法

① 想定される事案及び請求

消費者紛争には、個別の勧誘態様にかかわらず、消費者契約の内容そのものに問題がある場合がある。例えば、ねずみ講や、消費者から集めた資金を他の消費者に対する配当に回しており、システムとして破綻必至であるような投資商法、モニター商法などが考えられる。

消費者の請求としては、契約の無効を理由とする不当利得返還請求、不法行為に基づく損害賠償請求が考えられる。また、契約を無効とする場合には、事業者の契約上の請求権の履行請求を拒むことが考えられる。

さらに、事業者についても、無効を理由とする不当利得返還請求をすることが考えられるが、不法原因給付に当たるかが問題となることがある。

② 確認を求める事項の共通性

この場合、確認を求める事項としては、i) 契約の無効、ii) 契約の締結が不法行為における加害行為に当たること（違法性）、事業者の故意過失が考えられる。なお、契約が無効となる場合としては、公序良俗無効、貸金業法第 42 条第 1 項（貸金業を営む者が業として行う金銭消費貸借契約の高金利による無効）などがある。

契約の無効は共通して判断することができると考えられる。

③ 確認を求める事項の支配性

上記確認事項の判断については、一般的に支配性があると考えられるが、どうか。

(5) クーリングオフによる請求が可能か問題になるもの

① 想定される事案及び請求

消費者紛争には、クーリングオフをすることで解決を図ることができることがある⁴。しかしながら、クーリングオフの対象となるかどうかは争われ、またクーリングオフの通知をしても、事業者が返金等に応じないという事で争いになることがある（なお、クーリングオフ等を制限する特約がある場合で、その条項の効力を争うときは、(3)の契約の条項の無効の問題となる。）。

⁴ クーリングオフではないが、民法第 651 条に規定する委任契約の解除、特商法第 40 条の 2、同法第 49 条に規定する連鎖販売取引、特定継続的役務提供の中途解約権等、特商法第 9 条の 2 に規定する訪問販売における過量販売解除についても、同様に解除ができるかどうか問題になることがあり、クーリングオフの場合と同様に考えることができるのではない。

クーリングオフをしたことを理由とする消費者の請求としては、不当利得返還請求（既払代金返還）が考えられる。また、代金が未払である場合には、クーリングオフを理由として代金請求を拒むことが考えられる。

さらに、クーリングオフを理由とした事業者の消費者に対する不当利得返還請求（引渡した商品の返還、使用利益の返還）が考えられるが、クーリングオフを認める特別法の規定で使用利益の返還請求はできないこととなっている場合があり、その適用も問題となり得る。

② 確認を求める事項の共通性

この場合、確認を求める事項としては、当該契約についてクーリングオフができることが考えられる。

なお、クーリングオフができる場合には、特商法、割販法、金商法、宅建業法、保険業法など特別法に規定がある場合のほか、これらの法律の適用が無いが、特約によりクーリングオフが認められている場合がある。

ある契約がクーリングオフの対象となるかについては、共通して判断することができると考えられる。

③ 確認を求める事項の支配性

不当利得返還請求の存否等の判断において、通常クーリングオフができるか否かの判断については、一般的に支配性があると考えられるが、どうか。

<契約の履行過程に関する問題>

（6）法令で定める基準や契約で定める基準を満たしていない商品等や役務による債務不履行等

① 想定される事案及び請求

例 健康食品に食品衛生法により食品への添加が禁止されている添加物が含まれていることから、契約の趣旨からみて無価値なものを交付したこととなる事案

消費者紛争には、事業者のした商品等や役務の提供が、法令で定める基準や契約で定める基準を満たしていないため、消費者が満足を得られない場合がある。

消費者の請求としては、債務不履行に基づく損害賠償請求、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求が考えられる⁵（なお、契約を解除し、解除を理由とした請求をする場合は、後記（7）の類型に当たる。）。

⁵ 契約上の請求について履行請求をするということもあり得るが、事業者が負う債務が金銭債務でないことが多く、集合的解決になじまないため、対象から除いて考察する。

② 確認を求める事案の共通性

この場合、確認を求める事項としては、i) 当該商品等、役務の提供が債務の本旨に従った弁済でないこと、責めに帰すべき理由が無いとはいえないこと、ii) 当該商品等、役務に瑕疵があることなどが考えられる。

本旨弁済でないことや、瑕疵があることについては、個別に判断せざるを得ないのではないか問題となる。

例えば、健康食品に食品衛生法により食品への添加が禁止されている添加物が含まれていることから、契約の趣旨からみて無価値なものを交付した場合のように履行態様が多数の消費者に共通しており、共通して債務不履行に当たるか、瑕疵に当たるかが判断し得る場合があり得るとも考えられる。

一方、例えば、ほくろとりエステでやけど等をした場合を考えると、ほくろでないものをほくろと見誤ったとか、手技が適切でなかったとか、使用した薬品等に問題があったとか様々な不履行の態様がありえ、共通して判断することが困難のようにも思われる。

このように、履行態様について、共通して行為の性質を判断することができるかどうかは、事案により異なるが、法令で定める基準や契約で定める基準を満たしていない商品等や役務による債務不履行等を類型として定め、その中で共通性があるといえるものを事案によって判断して対象とするか、あるいは、類型として明確でないでそのような類型は制度の対象としないという考え方もあり得るところである。これらの点についてどのように考えるべきか。

③ 確認を求める事項の支配性

債務不履行に基づく損害賠償請求や瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求について判断するには、二段階目の申立てをしている当該消費者が債務不履行を受け、あるいは瑕疵ある履行を受けたのかどうかを二段階目で判断する必要があり、そのため前記確認を求める事項に支配性があるといえるか問題となる。

履行態様に共通性が認められるような場合には、商品役務を購入している消費者は、異なる履行態様により履行を受けることは少ないので、比較的容易に判断できるのではないかと考えられるが、どうか。

また、本旨弁済でないことや、瑕疵があることにより、他人の生命・身体や、当該商品等以外の財産に被害を及ぼした場合には、同一履行態様であっても、どのような事故になるかは、消費者の使用状況、消費者側の素因、自然環境等によって同一ではなく、損害についても個別に相当程度の

審理を要すると思われる。そのため、本旨弁済でないことや瑕疵があることを確認するだけでは、支配性がないとも考えられるところである。

これらの点についてどのように考えるべきか。

(7) 債務不履行・瑕疵担保を理由とする解除による請求

① 想定される事案及び請求

消費者紛争には、解除をすることで解決を図ろうとすることがある。

解除したことを理由とする消費者の請求としては、不当利得返還請求（既払代金返還）が考えられる。また、代金が未払である場合には、解除を理由として代金請求を拒むということが考えられる。

さらに、解除を理由とした、事業者の消費者に対する不当利得返還請求（引渡した商品の返還、使用利益の返還）が考えられる。

② 確認を求める事項の共通性

この場合、確認を求める事項としては、当該契約について解除ができることが考えられる。

債務不履行、瑕疵担保責任による解除については、債務不履行にあたるか、瑕疵に当たるかについては個別に判断せざるを得ないのではないか問題となるが、前記（6）と同様に、共通して行為の性質を判断することができるかどうかは、事案により異なると考えることができる。

③ 確認を求める事項の支配性

不当利得返還請求の存否等の判断においては、通常解除ができるか否かが重要な部分を占めていると考えられる。

債務不履行や瑕疵担保による解除については、二段階目において、二段階目の申立てをしている当該消費者が債務不履行を受けたり、瑕疵ある履行を受けたのかどうかを判断する必要があり、そのため前記確認を求める事項に支配性があるといえるか問題となる。この点、前記（6）と同様に考えることができるのではないか。なお、前記（6）と異なり、解除を理由とする不当利得返還請求に限定されており、損害の認定が個別に問題になるということはないと考えられる。

<その他>

(8) 個人情報流出事案

① 想定される事案及び請求

消費者紛争の中には、上記のような契約の締結過程の問題、契約の内容の不当性、契約の履行改定の問題といった消費者契約に関わる紛争のほか、契約当事者間にはない場合の紛争も存在するところである。消費者と事業者

が契約当事者でなくても、事業者の一つの行為により多数の消費者に損害を生じることがある。個人情報流出事案はそのような場合の典型的事案である。

個人情報流出事案における消費者の請求としては、不法行為や使用者責任に基づく損害賠償請求が考えられる。

② 確認を求める事項の共通性

この場合、確認を求める事項としては、i) 個人情報流出が不法行為における加害行為に当たること（違法性）、事業者の故意又は過失、ii) 個人情報流出が不法行為における加害行為に当たること（違法性）、業務の執行について為されたこと、被用者の故意又は過失、被用者の選任及び事業の監督について相当の注意をしたとはいえないことなどが考えられる。

これらの事項については共通して判断することができると考えられる。

③ 確認を求める事項の支配性

不法行為や使用者責任に基づく損害賠償請求について判断するには、損害について判断する必要がある。情報流出による慰謝料については、本来精神的苦痛は個人によって異なるとも考えられるが、類型的な判断に比較的なじむことから、損害について個別に相当程度の審理を要するとまではいえないのではないかと考えられる。

とすると、一般的には、確認を求める事項の判断は支配性があると考えられるが、どうか。

(9) 有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案

① 想定される事案及び請求

消費者と事業者が契約当事者でなくても、事業者の一つの行為により多数の消費者に損害を生じることがある。有価証券報告書に虚偽記載等があり、そのことが判明し株価が変動したことで消費者が損害を被るような事案が典型的である。

有価証券報告書等の虚偽記載に係る事案の請求としては、金商法第21条の2に基づく損害賠償請求などが考えられる。

② 確認を求める事項の共通性

このような場合、確認を求める事項としては、有価証券報告書等の虚偽記載等の存在などが考えられる。

これらの事項は共通して判断することができると考えられる。

③ 確認を求める事項の支配性

金商法第21条の2に基づく損害賠償請求については判断するには、損害の認定をする必要がある。株価の変動は様々な要素により生じるもので

あるから、損害の認定が困難であることが多いので、確認を求める事項の判断に支配性がないとも考えられる。しかし、この種の事案において、損害の認定が困難であるのは、消費者ごとに異なる事情があるというのではなく、全ての消費者に共通する一株あたりの損害額の算出の困難性であり、対象消費者に共通して判断することができるものであると考えられるが、どうか。

(10) 製品事故、食中毒等

① 想定される事案及び請求

消費者の請求権としては、不法行為に基づく損害賠償請求や製造物責任法第3条の損害賠償請求などが考えられる。

② 確認を求める事項の共通性

この場合、確認を求める事項としては、i) 事業者の行為が不法行為における加害行為に当たること（違法性）、事業者の故意又は過失、ii) 被告が製造業者等であること、被告が製造等をし、引き渡した製造物に欠陥があったことなどが考えられる。

例えば、製造工程に問題があり、特定の工場の一定の時期に製造した、乳製品に毒素が混入していた場合など、行為の違法性や欠陥の有無を共通して判断することができる場合もあると考えられる。

一方で、電化製品が発火して火災が生じた事案などで、当該電化製品から発火したことは分かるが、原因が不明である場合もあるし、コードの断線によるものであったり、部品の不具合によるものであったり、様々な原因によるものがあり、共通した行為を特定できない場合もあると考えられる。

このように、事故態様について、共通して行為の性質を判断することができるかどうかは、事案により異なるが、製品事故・食中毒等を類型として定め、その中で共通性があるといえるものを事案によって判断して対象とするか、あるいは、類型として明確でないので製品事故・食中毒等は制度の対象としないという考え方もあり得るところである。

これらの点についてどのように考えるべきか。

③ 確認を求める事項の支配性

不法行為等に基づく損害賠償請求について判断するには、二段階目に入れた消費者が、欠陥等がある商品等を使用したかどうかについて、二段階目で判断する必要があるが、消費者と事業者との間で契約関係にない場合であるので、相当程度の審理を要する場合があります。

また、二段階目では、損害について判断する必要がある。製品事故や食中毒については、事業者の共通の行為を特定できたとしても、どのような事故になるかは、消費者の使用状況、消費者側の素因、自然環境等によって同一ではない。事故の発生及び損害についても個別に問題となるため、支配性がないとも考えられるところである。

これらの点についてどのように考えるべきか。

④ 係争利益の把握について

事故については、欠陥のある商品等を使用しても事故が生じないこともあり、どの程度事故が生じているか分からないとも思われる。事故によって生じた損害もまちまちであるから、被告にとって係争利益の把握が困難とも思われる。

もっとも、消費者が事故に遭えば、自ら申し出るか、医療機関や消防等からの問い合わせがあり得るから、被告の通常の業務過程でおおむねどの程度、どのような事故が生じたのかは把握できるとも考えられる。

これらの点についてどのように考えるべきか。